

第25回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日 時 平成24年12月 7日 (金)

午後1時00分から

場 所 上牧町役場 庁舎西館 3階 集会室

次 第

1 開 会

2 部会間調整事項の検討について

- ・コンプライアンス条項の検討
- ・その他部会間調整事項の検討

3 条文構成（並べ方）の検討について

4 その他

5 閉 会

上牧町まちづくり基本条例策定委員会（第25回）議事録

開催日時 平成24年12月7日（金） 午後1時～午後4時
開催場所 上牧町役場西館 3階 集会室
出席者 委員 17名
欠席者 委員 6名（小谷委員、田島委員、三浦委員、梶野委員、平嶋委員
東委員）
傍聴者 0名
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、
松井係長、野村主事

開 会

委員長あいさつ

議 長 それでは議事のほうを進めていきたい。次第の2の部会間調整事項の検討について、コンプライアンスに関する条文が抜けているのではないかとということで、行政部会のほうで条文を作成してもらった。それでは藤村部会長から説明をお願いしたい。

藤村委員 <コンプライアンスに関する条文の説明>

議 長 今の説明について、何か意見等はないか。

山中委員 この違法行為というのは、例えばどういったものがあるのか教えていただきたい。

藤村委員 違法行為というのは、条例で決められているようなこととか、法的に決められているようなことを守らないというようなことで、例えば、町公共事業に関する法令遵守事項というのがあって、これを守らなかった場合それに似たようなことであると理解していただきたい。

山中委員 これはあきらかに町の施策であって、町の住民参画についての違法行為がどんなものがあるのか分かれば、もう少しこの条文の意味が分かりやすい

のではないかと思う。一般に住民がこの条文を読んでも抽象的には分かって流されてしまうと思う。

時間がないので、この問題は次の機会で検討してもらえれば結構である。

議 長 その他に意見等はないか。

遠山委員 第2項の条文であるが、「前項に規定する適切な措置については別途定める。」としてはどうか。(委員から異議なし)

議 長 それでは、法令の遵守の条文について異議のない方は挙手をお願いしたい。結果、過半に達したので、こちらを委員会の条文案としたい。次に部会間調整事項の検討ということで、ペンディングになっている部分があったと思うので、そちらの検討に入っていきたい。まず、町民と住民の整理について、何か意見等はないか。

小林委員 住民と町民を使い分けるということで、各部会でも意識をして作業を進められたと思うが、その整理ができているかどうかというところの見直しということで、気になるところが2箇所あるが、私はこの条文のとおり使い分けでもおかしくないと思う。

山中委員 議論として大事な点が抜けているのを申し上げたいが、住所を有する人、ここでは町内に住所がある人を住民というが、このなかには外国人も含まれる。投票権は、住所のある人でかつ日本人である。その議論が前々から抜けていると感じていた。例えば、住民投票では、日本人だけにすとか、住所があるだけにすとか、生駒市のように外国人も含まれとか、あとは条例の改正である。それに小林委員の方は住民と言う意見であったと思うが、ここらについては、1月末の提出に間に合わなかったら保留事項のままでいいと思う。それから、この使い分けということであるが、もちろん使い分けでいいと思う。こういった形で定義をしておいて条例の各所で住民や町民を使い分ける。最初の話に戻るが住民にのなかには外国人も含まれるということについてきちんとしておかなければならないと思う。

小林委員 今の意見はご尤もな意見で、住民投票の議論をしたときに投票資格のところはどう考えるのかということと、個別型か常設型かという問題があった。

ただ今回のそういったところについては、別途にして、別のところに委ねようということで、議論をしなかったというのが前回、前々回の議論であった。

住民という言葉でいくと、山中委員の指摘のように定住外国人をどう扱うのかということと、年齢の問題もあるが、今の定義は住所のある人ということであるので、そのままで住民投票について別途将来何らかの形で議論をして、決めなければいけない問題である。しかし時間がないのでそこには踏みこまず、次に委ねるということになるのかなと思う。

藤村委員 一通り読んだが、どうしても使い分けをせざるを得ないというところは、議会のところかなと思う。それ以外は町民でいいのではないか。住民のなかの有権者が議員を選ぶのだが、行政全体に関わる件については、議会で承認や審議をしたりするので、その表現は町民でいいと思う。あとは2箇所ほど、検討したほうがいいと思うところがあった。

山中委員 小林委員意見であるが、例えば「町内に住所のある人をいいます。」という文言でいけば、赤ん坊から成人まで、日本人も外国人もすべて含むという意味になると思う。この文言から除く外国人はないと思う。そうすると主権者という言葉を作れば、議会のところの第10条で「主権者から選ばれた公職者」というように変えれば話は決まると思う。であるから、定義のなかに住民、町民、主権者と定義しておけばいいと思う。

小林委員 厳格にする方法もある。ただ、読んだ人は煩雑になるであろうということで、多くの自治体は3つ使い分けをしていない。住民から選ばれた議員となれば20歳以上の方が選んでいると思うということで、それに任せようというのがここでの趣旨である。

はっきり住民意見を行使するのは住民投票である。個別型は地方自治法であるからはっきり決まっているが、常設型のように地方自治法で想定していないような住民投票をするという条例を決めた場合は、その投票資格は公職選挙法とは別に定めることができ、自治体ごとに投票資格を定めることができる。

住民投票以外のところはボヤっとしている。他市町村の条項は私が見た限りでは、住民投票以外のところは厳格にしなくても読んだ方はそんなに違和感はないであろうと思う。しかし山中委員の意見のとおり三つの使い分

けをすることも考えられる。

山中委員 他の市町村がしていないからといって、やらないというのはおかしい話である。上牧町は上牧町の意味決定をするべきである。

そうすると第10条の第1項は「主権者から選ばれた公職者」となっていれば住民という言葉は使わない、また第2項は「住民に分かりやすく説明する」という場合には、住民でいいと思う。

時間がないのであればこのままでも構わないが、言いたいことは、他の市町村がボヤっとしているので、上牧町もボヤットするというのはおかしいということと、概念は誤解を招かないようにしないといけないということである。

小田委員 住民か町民かということであるが、それぞれ規定などがされているので、実際の運営上で誤差は出てこないと思う。よって、このままの案で進めていってはどうかと思う。時間がないということであれば、後に細かく規定されるということで、そこに託しておけばいいと思う。

小林委員 提案であるが、請求権を有する人を住民として、それ以外の人を広義の住民とするといった整理ではどうか。

山中委員 私も時間がないのであれば、このままでいいと思っている。ただ、小林委員の言われたように定義を変えると、住所を有する方は町の公共サービスやまちづくりについてのサービスを受けることができる。であるから、投票権だけに拘った用語の定義というのは、少しおかしいと思う。時間がないようであればこのまま素案のままでいい。

議 長 いろいろな提案、意見が分かれるところであるが、この条文案で進めて、答申の段階で注釈をつける形で、別途決めることも考えなければいけないということで、この答申案で行きたいと思う。(委員会らの異議なし)
ペンディングになっていた件で、議会部会の第8条の第3項「議会報告会」というのがあった。「議会報告会を毎年開催し」という条文になっている。こちらの条文で何か意見等はないか、

小林委員 前回、東委員の方から議会改革検討委員会の説明をしてもらい、議会基本

条例についても話があったが、そのなかに議会報告会というのが盛り込まれているということで、内容については、議会基本条例に任してもらいたいという気持ちであると思う。

補足であるが、議会基本条例でも議会報告会の細目については別途定めるとなっている。

その点で、まちづくり基本条例にも盛り込むのかどうか意見を出してもらいたい。

山中委員 この論点は、議会報告会をするということで「毎年」ではなくて「必ず」という形で、議会報告会をしないといけないような条文にしてはどうか。それで、議会が4年も5年もしないようであれば、即条例改正すればいいと思う。回数等については議会で決めればいい。

議長 他に意見はないか。

柄沢委員 議会報告会は、住民、町民にとって情報を共有するためには最大の機会である。町政に参画するには、情報がないと参画できないので、本来の議会の責任のなかで情報を町民に届けるというのは大きな役割であると思う。条文には「毎年開催する」というのは入れてもらいたい。別途定めるというのは除外してもいいと思う。

小林委員 議会改革というのはいろいろな項目がある。そのなかで目玉みたいなものがこの議会報告会である。議員にとってはたいへん負荷のかかる話であるが、上牧町議会では議会基本条例ができる前に先行して、この報告会をするという気持ちで取り組みをされていると聞いているので、住民にとってはたいへんありがたい話であると期待している。そういった意味で、議会のほうは、まちづくり基本条例では議会に関することは理念的なものに留めておいて、具体的なことは任してもらいたいという気持ちでおられるが、私はやはり目玉でもあるようなことは、まちづくり基本条例にも盛り込んでおいたほうがいいと思う。熱心な議員がいつまでもいるというようなこともないと思うので、毎年1回以上はしてもらいたいので、原案のとおりでいいと思う。

堀内委員 議会報告会については、たいへん重要であると認識している。ここの条文

については、議会基本条例に任せてもらいたいというのが意見である。

議長 それでは、委員の皆さんから意見を出してもらったが、決を採っていきたいと思う。①「毎年」を入れない ②「毎年」を入れる
決の結果、委員会としては、「毎年」を入れて条文案にすることで決定する。
議会部会として「議会報告会実施に関することは別途定める」を入れた経緯などあればもう一度説明してもらいたい。

小林委員 詳しい経緯は覚えていないが、この議論をしたときは、議会基本条例が作られるというような議論がなかったときである。何も見えていない段階であったので、大事なキーワードである議会報告会は、このまちづくり基本条例に盛り込みたい、具体的な事柄も別で定めるということになった。議会改革の話が出てきたということで状況が変わってきたということである。

議長 それではこちらでも決を採りたいと思う。①「議会報告会実施に関することは別途定める」を削除、②「議会報告会実施に関することは別途定める」を残す。決の結果、「議会報告会実施に関することは別途定める」の条文は削除することで決定する。議会報告会の件は以上で終了する。
続いて、第18条と第19条の共通テーマで、行政部会でとりまとめしてもらった条文であるが、それぞれ2つの案があるがどちらかの条文を委員会案として採択したい。まず、その条文を見てもらって何か意見があれば挙手のうえお願いしたい。

藤村委員 この条文については、朱字の部分で決定しているのではないかと。

議長 言葉足らずであったが、行政部会の時に、この条文で確定するという事になったが、共通テーマの時にもこの条文案ということで決まったので、2種類できているので、再度見比べてほしいということの提案である。

小林委員 要は「効果」でいくのか「達成状況」でいくのかという違いである。私は後の「達成状況」というほうが、分かりやすい印象である。

議長 今のご指摘のとおり、第18条と第19条の条文案は後の条文（朱字）の

ほうで委員会案とおして採択したと思う。(委員会からの異議なし)
文言についてであるが、法令審査のときに委ねたいと思う。
その他に懸案事項はないか。

小林委員 条文並べて見たときに、全体を通して気になっている部分があると思うので、このあとに是非チェックをお願いしたい。

議 長 チェックに関してもやっていきたいと思う。
他に意見等ないか。

小林委員 整理という意味で気になったのは、第11条の町長の責務である。全部で4項あるが、項によってレベル感が違うので、分けたらどうかという提案をしたい。大事な項目であるから残しておきたいというのは分かるが、項目を変えて条文にすることはできないか。

井尻委員 小林委員の意見に賛成である。あきらかに次元の違うことを規定しているように感じたので、今の条項で規定するのは条例としてはどうかと思う。

藤村委員 分けることに関して異論はないが、どのようにして分けるのか考えなければいけない。

藤井委員 第1、2項については題ないが、第3項については、あまりにも具体的で、過去に弊害があったかも分からないが、極めて異例のような記述であると思う。ところが、第4項は基本的なものであるから、これは是非残して、表現は多少変えなくてはいけないと思うが、職員の人材育成という大事なことであるので、町民との協働に必要な能力だけではなく行政を運用するのに対してバックアップできるような人材を育成する。といった形で条文にすればどうか。

柄沢委員 過去の話があったが、現実にも今でもそれに近いことが行われているというように私は聞いている。住民は採用については公募するというのが当たり前だと思っていると思うが、行政マンの優劣によって町の運営は変わってくると思う。費用対効果についてもそうである。町長を選ぶという重大なことと共に、職員の採用も行政の運営に非常に重要なものであると実感して

いる。よって職員の採用については、応募して有能な方を採用するというのが町民の利益であると思うので、この条文については是非項目を変えてもいいので、どこかで入れてもらいたい。

議 長 この条文については、第 11 条を第 1、2 項にして、第 12 条以下を繰り下げて、第 12 条として、この第 3、4 項を別の条文にするという形でいきたいと思う。カッコ書きについては、検討したいと思う。

山中委員 この第 3、4 項は、町長の責務という括りであるので、それを外してはいけないと思う。人事権というのは町長にとって一番大事なことである。それを変な人事権を行使されたらとんでもないことになる。そこをきちんと押さえておかないといけないから、別立てといっても必ず町長の責務というなかでの条立てにしないとけないと思う。

小林委員 山中委員の気持ちは分からないでもないが、そこまでしなくても、第 3、4 項とも主語が「町長」となっていて「ねばならない」となっているわけである。人材育成や人材登用の言葉で足りるのではないか。第 1、2 項と第 3、4 項では重みが違うのではないかと思うので、人材育成等と仮のタイトルにして、本文はこのままということでは足りると思う。

畑中委員 第 11 条の 2 にして、カッコ書きはそのまま使うというのではどうか。

議 長 この条文については、分けるということにしたい。カッコ書きについては、こちらのほうで考えて次回にご説明させてもらうこととする。

小林委員 第 2 条の第 3 号の執行機関についてであるが、町長も執行機関であるので、「町長及び町の行政事務を管理・執行する機関」というようにしてはどうか。

木村委員 そういったことをしていたら条文すべてを変えないといけない。これでちゃんと町全体のことが含まれていると思うので、私の意見は変更なしでいいと思う。

議 長 この件について決を採りたいと思う。①条文はこのまま、②「町長及び」

を加筆する。決の結果、②「町長及び」を加筆することで決定する。
他に全体的な意見はないか。

藤井委員 第13条の町職員の責務であるが、以前に「創意工夫」というのを入れたらどうかという意見を言ったが、却下された経緯がある。しかし、職員の日々の業務のなかで創意工夫をしてもらいたい点があるという意見が住民のなかから出ているので、常に創意工夫をもって仕事を進めてもらいたいという意味で、復活させてもらいたいということで、再度提案させてもらう。

議長 今の意見について、何か意見はないか。

木村委員 確かにおっしゃることは分かるが、そういうことを言うと全条文に入れな
いといけないのではないか。一人一人が気を付けてやるべきで、わざわざ
条文に入れるということは、その程度の職員しか仕事をしていないのでは
ないかということで、私はその方が危惧する。条文に入れることには賛成
できない。

藤村委員 行政部会するときもそのような議論があった。第24条の行政評価のところで、町のサービスについても評価をしようということがあって、そこでできるのではないかという記憶がある。

藤井委員 生駒の条例にもそういった文言が入っていたと思う。生駒市の職員が皆そういう職員であるという感じで条文を読んでいなかった。当然であるというような印象で読んだ記憶がある。

柄沢委員 生駒市は第17条に書いてある。行政部会でもそういった議論をしたという記憶しているが、最終的にこういった形になった。創意工夫を入れても問題が生じるということはないと思う。

小林委員 柄沢委員と同じ意見である。あとは好み、感覚の問題であると思う。
ここらで決を採ってもらったらと思う。

畑中委員 この素案集（合成条文）を一通り読んだ感想であるが、細かく書いている

部分と要点だけを書いている部分とあって、何となく感覚が違うという印象である。

議長 それでは、創意工夫を入れるか入れないかの決を採りたいと思う。決の結果、第13条はこのままの条文でいくこととする。ここで10分間休憩とする。

— 休 憩 —

議長 それでは、引き続きその他部会間調整事項の検討を行ないたいと思う。何か意見等ある方は挙手のうえお願いしたい。

藤村委員 文言で「ですます調」にするのか「である調」にするのかということで、「ですます調」の方が優しい感じがするが、条例であるのでどちらでもあると思う。

議長 それでは、「ですます調」の統一の話をしたと思うが、ご覧のとおり行政部会と町民部会は「ですます調」ではない条文である。議会部会は「ですます調」になっている。確かに「ですます調」の方が見やすいが、条文としてのつくりは「である調」の方が分かりやすい。どちらかいいのかという議論になると思うが、皆さんの意見は何かないか。

畑中委員 「ですます調」は、決してやさしい表現ではないと思う。わかりやすい文言で「ですます調」であれば分かる。よって「である調」がいいと思う。

木村委員 町民が読んで、実行していくというのが基本であるから、やさしい表現でなければいけないと思う。

小林委員 これは好みの問題であると思う。あとは決で決めてもらえばいいと思う。条例は「である調」が本来の形だと思う。本文をやさしい表現にするには時間がないので、この条例に限っては末尾の部分で「ですます調」にしたら、よりやさしい表現になるのかなと思う。

山中委員 読んでもらいやすいのは「ですます調」だと思う。子どもの場合には「で

ある調」でも構わないと思う。決を採る前に委員全員に意見を言ってもらいたい。意見を聞いてから決を採ってもらいたい。

議 長 意見を聞くということだが、挙手での意思表示でも構わないか。

畑中委員 私の発言が間違っただけで捉えられているので言わせてもらいたい。先ほど時間がないから今更改められないとおっしゃったが、そういった意味で言ったわけではない。条文の末尾だけ変えても何にもならないということである。また、女性も男性も同じだと思う。それと子どもが読んでということをおっしゃっているが、子どもが読まなくてもいいと思う。大人がしていることを見て何をしているのかを聞いて、中学生ぐらいになって、どういったことをしているのかを理解してもらおうということ、子どもが読んでも分かるようにというのは、あまり拘るところではないと思う。

柄沢委員 行政部会の部分の条文は「である調」の方が分かりやすいと思っている。「ですます調」は分かりやすいということではなく、やさしく感じるということであると思う。

堀内委員 議会基本条例の場合は「ですます調」である。考え方、理念、目標設定などの要素が中心であるということと、いろいろな方の意見を聞いていると「ですます調」の方がやわらかいという意見が多い。この条例では、「ですます調」でも「である調」でも何ら問題はない。

議 長 それでは決を採りたいと思う。決の結果、「ですます調」に決定する。条例については、すべて「ですます調」で統一する。条文の修正については、どなたか作業をしてもらえないか。

議 長 どなたかお願いしたいが、調整会議で作業をしていただく方を決めさせてもらうということで、一任してもらってよろしいか。(委員からの異議なし)その他に何か意見等はないか。

小田委員 第28条の第2項で「速やかに提出出来るよう・・・」とあるが、この意味が分かりにくい。これは請求者に提供という意味なのか、開示できるようないつでも用意しておくという意味なのか、その点をもう一度ご説明いた

だきたい。

もう一点であるが、第30条で、「町は、町長及び町議会議員の立候補者は・・・」とあるが、「立候補者が・・・」にしたほうがいいと思う。

議長 第28条の第2項について、ご説明お願いしたい。

小林委員 はっきりした説明はできないが、読んだときの趣旨は、最後に適正に管理・保存とあるが、それらを行うことによって、情報が必要になったときに速やかに開示ができるし、その他の場面でも必要な情報が早く出せるというような状態にしておこうということで、こういった表現になっている。

藤村委員 私の理解では、第26条の第2項「速やかにかつ分かりやすく提供しなければなりません。」に対する答えとして、常にそれができるよう「適正な管理・保存」に係っているというように理解した。

議長 ほかに意見がなければ、このままということで行きたいと思う。
第30条については、「公約として住民に示すように・・・」の主語が何かと思っているとこれは、「町は」がいないのではないかと。主語が二つあるので分かりにくくなっているのではないかと。

堀内委員 趣旨は選挙公約の公報を発行するように盛り込んでいる。従って、「町は、町長及び町議会議員の立候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考えを公約として住民に示すように努めなければなりません。」ということで、町が主語になり、文章的に解決できれば十分盛り込めるのではないかと。

小林委員 実際に公約を出す典型的なものは選挙公報である。選挙公報を管理するのは選挙管理委員会、本来、主語は選挙管理委員会である。町概念のなかに選挙管理委員会も含まれると考えるのであれば、それでも構わない。
もう一つ問題あるのは、選挙公報は上牧町では今まで出していない。公職選挙法上の規定はないが、条例で決めれば町長、町議会選挙で選挙公報を出すことができる。それをやるかどうかの問題である。町議会選挙の選挙機関は五日間である。その五日間で原稿を集めて、印刷して、有権者に投票の前に配布するというのが、物理的に無理ということではなかった。調べると五日間で選挙公報を行っている例があったので、上牧町のほうでも

できないか検討している。やはり上牧町は変わったと示すためにはこの条例ができるというだけではなくて、選挙においても立候補される方がどんな上牧町にしたいのかという考えを明確に出してく、多少お金がかかっても必要ではないかと選挙管理委員会では考えている状況である。だから主語が「町は」としてしまうと、そのところが担保されていないと、条文ができて実行されないということになっていけない。また、主語が「町長及び町議会議員の立候補者は」にすれば、選挙公報以外の手段で任意的なもので主張してもらうことができる。しかし公職選挙法上の規制があって、町長については、ビラは作れるが、町議会議員については、ハガキはいいが、ビラは作れない。一定の公約を出そうと思うと選挙公報しかないというのも現実である。

そういった状況だということで、それも議論の材料にしてもらいたい。

山原委員 この第30条の項目はいるのか。このまちづくり基本条例に盛り込む必要はないと思う。

小林委員 山原委員のおっしゃるとおり、他の条文に比べると違和感はあると思う。ただ、立候補者は当然公約を掲げて選挙に臨むものであるが、実際の町議会議員選挙については、公約らしきものは、一部の議員からは出ているが、ほとんどは出していない。公約を比較しようと思っても材料がないというのが現状であると思う。立候補者がきちんと公約を示して、町民がそれを見て判断して投票をする環境を作らないといけないということである。

山中委員 この項目については、何年か前に選挙の事務局に問い合わせたことがある。名前は分かっても、どんな考えを持っているのか全然分からない。近所に住んでいる立候補者に投票するしかなかった。だから、立候補者が自分の主義主張を表明して立候補されるようにすべきであるということと、表明されたものを町の責任で住民にきちんと公報するという二段階の問題があると思う。小林委員が言うのは、期間が短いということで間に合わないという話であったので、将来的には克服する方法があると思えば、町の責任として二段階構えの文章にしてもいいのではないか。どちらも重要な条文であると思う。

畑中委員 カッコ書きは、「選挙」となっているが「選挙公約」に変えてはどうか。

堀内委員 選挙期間が短いので、スケジュール的に厳しいという話であったが、実際に運用しているところでは、立候補届けと同時に選挙公約も提出するというのが一つと、印刷物でも可能で、掲示板に掲示している市町村もある。また、ホームページに掲載という事例もあるので、努力目標としては是非盛り込んでもらいたい。

小田委員 今の意見は全面的に賛成である。方法はいろいろあると思う。最低限住民が立候補者の意思を知ることができるというのが重要である。第30条の主語であるが、これはやはり町が責任を持ってやってもらうというのが、検討のときの趣旨であったように思う。

議 長 第30条については、二つに分けるという形でいきたいと思う。異議はないか。では、この条文を誰かに作ってもらいたい、どなたかいないか。

小林委員 この条文の方向性は決まったが、ほかにも意見があるかも分からないので、あとは書き方だけなので調整会議で検討して、次回に提示するというところでどうか。

議 長 では今の意見のとおり、次回に提示することとする。他に全体的な意見等はないか。

小林委員 第20条と第22条であるが、似たような条文が重なっているので少し整理した方が分かりやすいのかなと思う。第20条は財政運営や財政計画のことについてまとめて、第22条に財産管理、運用について書いてはどうか。

柄沢委員 行政部会の資料を見たら、第20条は財政運営及び制度の整備という項目になっている。第22条は財産管理という項目である。

議 長 第20条のタイトルは「財産運営」となっているが「財政運営」に訂正をおねがいする。

小林委員 タイトルについては訂正ということで、それで結構である。しかし条文に

ついて、第20条の「財源を効率的かつ効果的に運用し・・・」では財源の運用とはあまり言わないのではないか。それと第22条の「財産の計画的な管理及び効率的な運用に・・・」とは同じようなことを言っているのではないか。重なっている表現を整理して、わかりやすくまとめるというのはどうか。

柄沢委員 財源と財産は全く違うものであると認識している。財源というのは市町村民税や交付税などで、財産というのは、行政財産や公社解散後の土地も財産である。それを計画的に管理、運用して少しでも利益を上げることに努めなければならないというのが財産管理であって、財政運営というのは財源をどのように使うかということである。

小林委員 財源とは町民税や地方交付税などで、財産は不動産や積立金などで、第20条と第22条のそれぞれの運用は全く違うものであるということに理解したが、同じ表現であるので分かりにくいと思った。

柄沢委員 第20条の財政運営のところ、総合計画を実施するためとあるが、中・長期財政計画を定めるためには財源の見通しも必要なわけである。計画を定めるときにはその見通しを持ってという意味での財源ということであるので、それぞれの運用は全く違うものである。

小林委員 趣旨は分かったが、第20条の表現を「町は、総合計画を実施するため、中・長期財政計画を定め、効率的かつ効果的に運用かつ健全な財政運営を図らなければならない。」とすればどうか。

遠山委員 イメージであるが、第20条は財源の効率的な運用であって、第22条は財産の運用なので、運用としては別のものであるということで、私は二つの運用があっても問題はないと思う。

柄沢委員 生駒市の条例では、第20条の部分は「効果的に活用し」と書いてあるので、それでもいいと思う。

議 長 他に意見等はないか。

畑中委員 第20条については、「活用」の方がいいと思う。第22条は「運用」でいいと思う。

遠山委員 私は逆で第20条の財源は「運用」で、第22条の財産は「活用」というイメージである。どっちを変えたとしたら第22条であると思う。あとは法令審査で委ねたいと思うので、このままの条文とする。次の委員会でも申し送りで「運用・活用」については、注釈を付けたいと思う。他に何か意見等ないか。

小林委員 第24条の行政評価のところの「必要性の見直し」とは何を言っているのか。無くてもいいのではないか。条文としては「その評価に基づいて、町政運営の改善に・・・」でどうか。

藤村委員 議論した結果であると思うが、評価の内容の項目がいくつかあると思うが、その項目について必要あるかないかを見直しするという意味で盛り込んでいる。

小林委員 表現が分かりにくいので、質問したということである。

藤村委員 おっしゃっていることは分かるが、今の段階で事業そのものを私たちが判断することではないので、その評価項目の見直しということで理解してもらいたい。

議 長 今の件で変更するか否かであるが、決を採りたいと思う。(決の結果、条文は変更なし)

小林委員 町民と住民の使い分けの話であるが、そこの検討がまだできていないと思うので、今議論するのか、次の機会にするのか、決めてもらいたい。

議 長 本日は、部会間調整事項の検討と条文構成の並べ方についてということで、次回に確定させたいと思っている。次回に引き続いて検討することも可能である。もう一度持ち帰ってもらって次回で議論、確定をしていきたいと思う。

閉 会

<委員会開催日>

第26回委員会	12月21日（金）	午後1時から	役場3階委員会室
第27回委員会	1月18日（金）	午後1時から	役場3階委員会室
第28回委員会	1月28日（月）	午後1時から	役場3階委員会室